

平成 16 年 6 月 30 日

内閣府 規制改革・民間開放推進室

シンポジウム：「公共サービス民間開放の手段としての『市場化テスト』の導入」

(日 時) 6月30日(水) 13:00 15:00

(場 所) 東海大学校友会館 霞ヶ関ビル 33 階 東海の間・朝日の間
(千代田区霞ヶ関3 - 2 - 5)

(アジェンダ)

(1)金子一義 規制改革担当大臣挨拶

(2)市場化テストについてのプレゼンテーション(25分)

(八代尚宏 日本経済研究センター理事長、規制改革・民間開放推進会議委員)

(3)パネルディスカッション(70分)

(4)質疑応答(15分)

【パネリスト】

穂坂 邦夫 (埼玉県志木市長)

美原 融 (三井物産戦略研究所プロジェクト・エンジニアリング室長)

宮内 義彦 (オリックス株式会社代表執行役会長、規制改革・民間開放推進会議議長)

八代 尚宏 (日本経済研究センター理事長、規制改革・民間開放推進会議委員)

公共サービス民間開放に必要な 「市場化テスト(官民競争入札)」

内閣府・規制改革・
民間開放推進会議シンポジウム
2004年6月30日

官業の民間開放はなぜ必要か

行財政改革

官固有の業務を特定し、その他を民間に委ねることで、国民負担増なき行政サービスの拡充。業務が急増している公的分野でより大きな利点。

国民の利便性の向上

画一的な官業から、利用者の多様なニーズに応えた質の高い行政サービスが提供可能。

民間の事業拡大

規制改革で民間事業機会の創出と雇用の増大。

「市場化テスト(官民競争入札)」とは

官業を民間に開放するための横断的な手法
官が独占的に提供している行政サービスを
民間事業者との**競争市場**に晒すこと。

対等な競争条件が確保される前提

官と民との間で競争入札を実施

質とコストの両面で優れた事業者を選定。

多くの先進国(米・英・豪等)で実施済み。

国や地方自治体の行政改革に大きな成果。

過去にも類似の行政改革の手法

郵政三事業等、公社・公団の「民営化」。

国や自治体事業の部分的な「業務委託」。

国や自治体による公共調達の世界開放。

PFI制度を活用した公的施設の民間運営。

「公設民営」による福祉施設等の運営。

駐車違反取締りの民間委託（道交法改正）

今後の行財政改革を包括的・網羅的に
行なう手段として市場化テストの有効性。

官民間の競争と協調

国の公共サービスの提供と、それを公務員によって実施することとの違いを明確化。

制度運営の最終的な責任は官が保持し、公共サービスの提供は民間という役割分担。

公的福祉を行政処分から契約関係へ転換例

公共サービスの民間移管により、その質が担保されること(事業評価基準の設定・実施)。

市場競争の規律が、常時、維持されるようなモニタリングやガバナンスの仕組み。

市場化テストの事例～米国

郡や市町村の30%が官民競争を採用、その内 2/3 の業務が民間への移管・委託。

2001年ブッシュ政権で「政府にしかできない業務に限定」が連邦政府施策として確立。

各省庁が、政府固有の業務と民間でも可能な商業的業務とに自己判定。事業の公表、入札、契約。評価のプロセスを法律で明記。

国・地方の事例：航空管制、上下水道、廃棄物処理、飛行場運営、緊急患者輸送、公園管理、更生施設、刑務所、犯罪捜査支援。

市場化テストの事例～英国

地方政府対象に強制競争入札制度の実施
特定のサービスを自治体が提供する場合、
自治体部局も企業と同様入札者として参加。

1999年に「ベストバリュー制度(サービスのコストと品質の両方に配慮した基準)」に転換したが、官民競争の考え方自体は維持。

1992-94年に市場化テスト対象の官庁業務の半分強が削減され、民間に移管。

国・地方の事例：刑務所、清掃・廃棄物収集・処理等。

市場化テストの事例～豪州

連邦政府による「国家競争政策改革法」

民間企業を対象とした競争法を地方政府
や公的企業の全ての事業にも適用。

もっとも、具体的な実施は州政府に委任。

「官」であることの競争上の優位性を明確
に否定(同じサービス内容であれば対等)。

国・地方の事例：旅券発行、失業者就労支
援、清掃・廃棄物処理等。

豪州における公共職業紹介所の改革

90年代に 公共職業紹介所の独占的職業紹介の非効率性が社会問題化。

96年職業紹介について民間と公共団体の同一条件下での競争が提言。

97年公共職業紹介所(CES)の業務の民間への一般競争入札を決定。

「連邦サービス機関法」により、失業給付と社会保障業務を行う独立行政法人が設置。

98年公共職業紹介所を廃止、政府出資の株式会社に再編。一般競争入札の実行。

「経済財政運営と構造改革に関する 基本方針（骨太の方針）2004」

官でなければできない業務の範囲を明確にするための「市場化テスト」や、民間開放に関する数値目標の設定など、民間開放推進のための制度を早期に導入。

平成16年度中に制度設計を行うとともに、平成17年度の試行的導入に向けた検討。

「市場化テストの導入についての調査・研究を行なう（規制改革・民間開放推進3カ年計画2004年3月）」の前倒し。

市場化テスト導入のための課題

国の執行部門、外局、地方部局、独立行政法人、特殊法人等、幅広い対象事業の設定。

対象となる官業の直接・間接のコスト、事業の運営全般に関する包括的な情報開示。

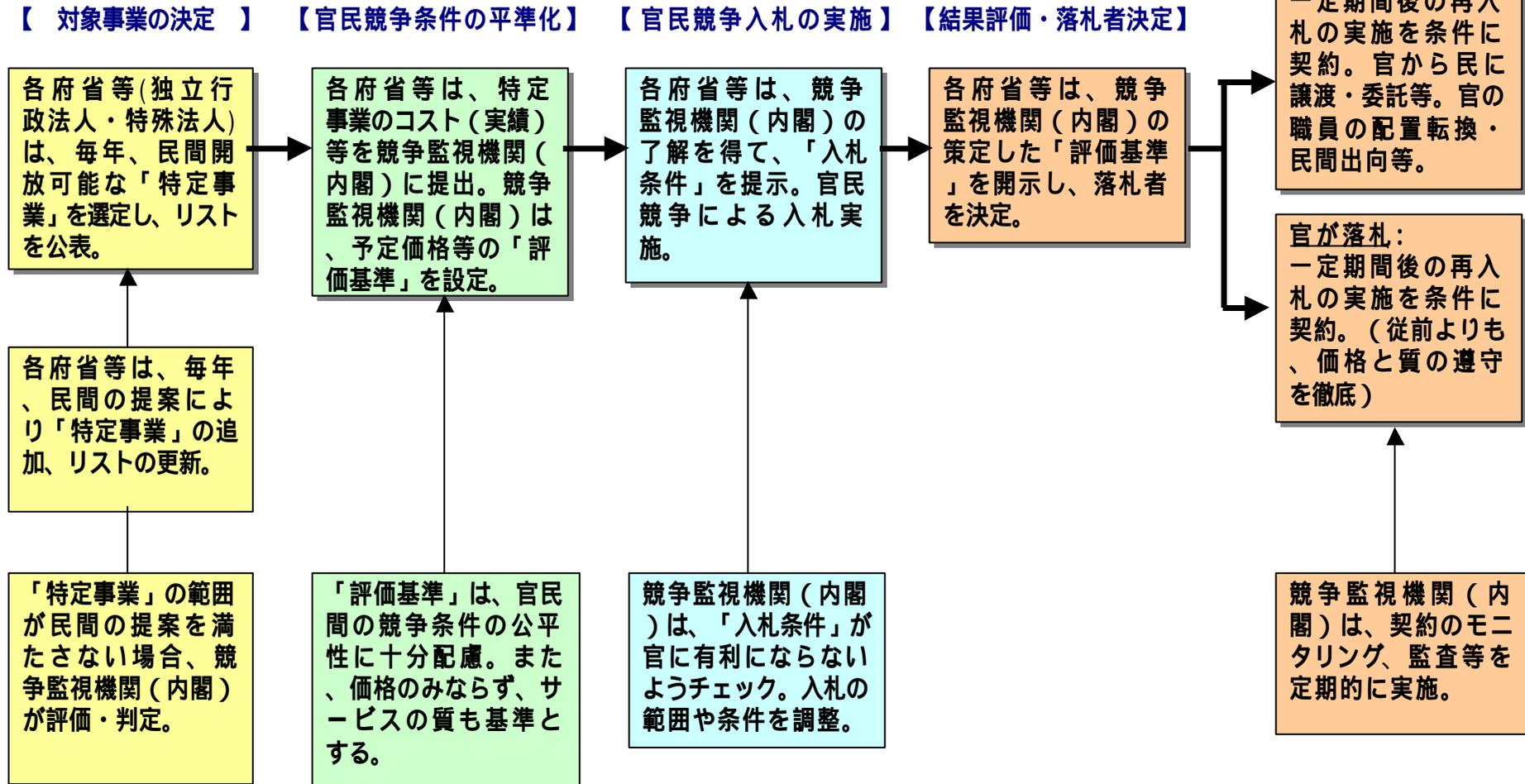
民間提案等の活用とトップダウンの意思決定。

民間事業を阻害する諸規制の緩和や官民間の競争条件の均一化等、法的枠組みの形成。

官民競争条件を確保するための手続き透明化・事後評価制度・監視機能の整備。

市場化テスト(官民競争入札制度)の実施プロセス(イメージ)

具体的な制度設計の内容は今後検討



今後の具体的なスケジュール

2004年度は、「市場化テスト」のガイドラインの策定、官民間競争条件の監視機能、各省のモデル事業の選定等。

- ・2005年度は、上記のモデル事業への試行的導入とその評価基準の策定。
- ・2006年度は、制度の全面的な導入と民間開放の比率について長期的数値目標設定。

国が率先垂範し、地方自治体の事業については、制度的阻害要因の改革など、環境整備を図る。